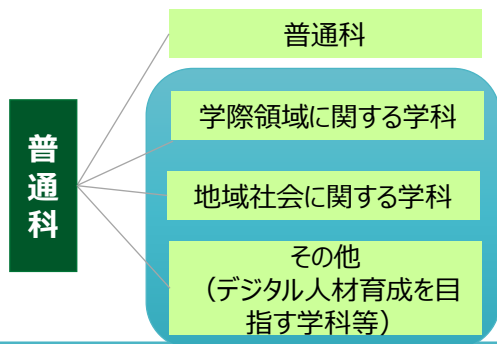


令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に求められるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

① 普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



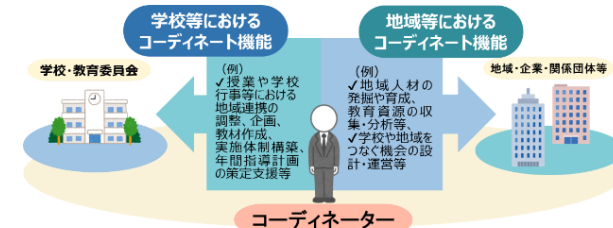
② 創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2) 自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③ 高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等をつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象校種	国公立の高等学校	委託先	①②学校設置者 ③民間団体等
箇所数 単価 補助率	①35校（継続校分を含む）5,600千円／1校 ②8校（継続校分を含む）6,000千円／1校 ③1団体 20,000千円／1団体	委託対象経費	①新学科の設置に必要な経費 ②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費 ③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

背景・課題

- 高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、**生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要**。
- 令和3年1月の中央教育審議会答申等においては、**高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための教育**が必要とされた。また、AIやIoT等の急速な技術の進展により社会が激しく変化している今日においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、**課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている**とされた。

事業内容：新しい教育方法を活用した教科等横断的な学びの取組に係る調査研究

①教科等横断的な学びを実施するカリキュラムの開発

⇒遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む）を活用し、**新しい教育手法により、教科等横断的な学びを実施するカリキュラム開発を行うこと**。カリキュラム開発のテーマは、以下のア又はイとすること。

ア) Society5.0の実現に向けて、イノベーションや新たな価値創造をもたらす人材を育成すること等を目的とし、AIやIoT等の最先端の技術を活用し教科等横断的な学びを実践するカリキュラム

イ) 特性等に応じて自分のペースで学習を行う生徒等に対して、実社会での問題発見・解決力を育成することを目的として、自己の将来とのつながりを意識した教科等横断的な学びを実践するカリキュラム

※いずれの場合も、そのカリキュラムが**全国的に見て先進的であり、他の高等学校における高校改革のモデルとなるもの**であること。

②関係機関等との連携協力体制の構築

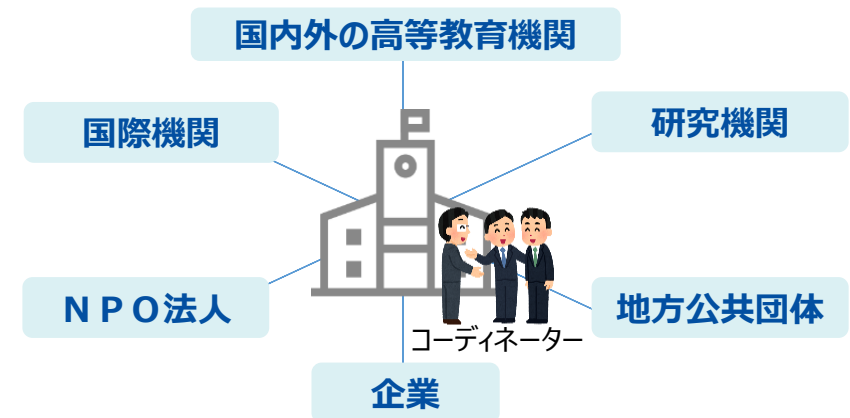
⇒**最先端の技術を活用した学びや自らの興味関心に応じた探究的な学びを実践**するために、コンソーシアムを置く等、**関係機関等との連携協力体制を構築**すること。

1. 創造的教育方法（新たな教育方法）の例

- 同一設置者の高校間や同一地域の関係機関のみではなく、AIやIoT等の最先端の技術等に関する高い専門性を持った**他地域の大学や研究機関、国際機関、企業等と連携**した同時双方向型の遠隔授業の実施。
- 個々の興味関心に応じたフィールドワーク等を探究活動を実現するためのオンラインツールの活用。

2. 措置する経費の例

- カリキュラムの開発に係る**外部有識者（カリキュラムアドバイザー等）**の招聘に係る経費
- 関係機関等と連携協力するための**コーディネーターの配置**に係る費用
 - 国内外の機関等の連携による高い専門性を持った学びや、や個々の興味関心に応じた個別最適な学びと協働的な学びに対応する探究課題の設置を可能とする。
- 新たな教育手法の導入に必要な機器（遠隔授業に必要な機器等）**やソフトウェア等に係る経費



新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム） 全体像（イメージ）

【高等学校改革の推進に向けた 研究開発】

（委託：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

研究内容

- ◆ 創造的教育方法実践プログラムにおける調査研究の取組を検証し、成果や課題を抽出し、事業の指定校以外にも参照可能な高等学校改革の事例の横展開及び評価指標の作成
- ◆ 調査研究の成果の普及に関する取組

調査

情報提供

研究開発の委託

研究成果の報告・
成果指標の提案

【高等学校における調査研究 8箇所】

研究内容

- ◆ 遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む）を活用し、新しい教育手法により、教科等横断的な学びを実施するカリキュラム開発を実施
- ◆ 教科等横断的な学びを実現するための関係機関等との連携・協力体制の構築

調査研究
の委託

研究成果
の報告

文部科学省

(参考)

高等学校教育改革について

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- ・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**
 - (a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**
 - (b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**
 - (c) **入学者の受け入れに関する方針**

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- ・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努める**こととする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**
- ・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目**を設け、**2単位以上**を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
 - (a) **学際領域に関する学科**については**大学等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (b) **地域社会に関する学科**については**地域の行政機関等との連携協力体制を整備**するものとする。
 - (c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

① 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

② サテライト施設の教育水準の確保

◆ サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、本校の基準に照らして、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その所在地の都道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

③ 主体的な学校運営改善の徹底

◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。

◆ 教育活動等の情報の公表

・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

◆ **学校間連携制度の対象拡大** ・学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を加える。

◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

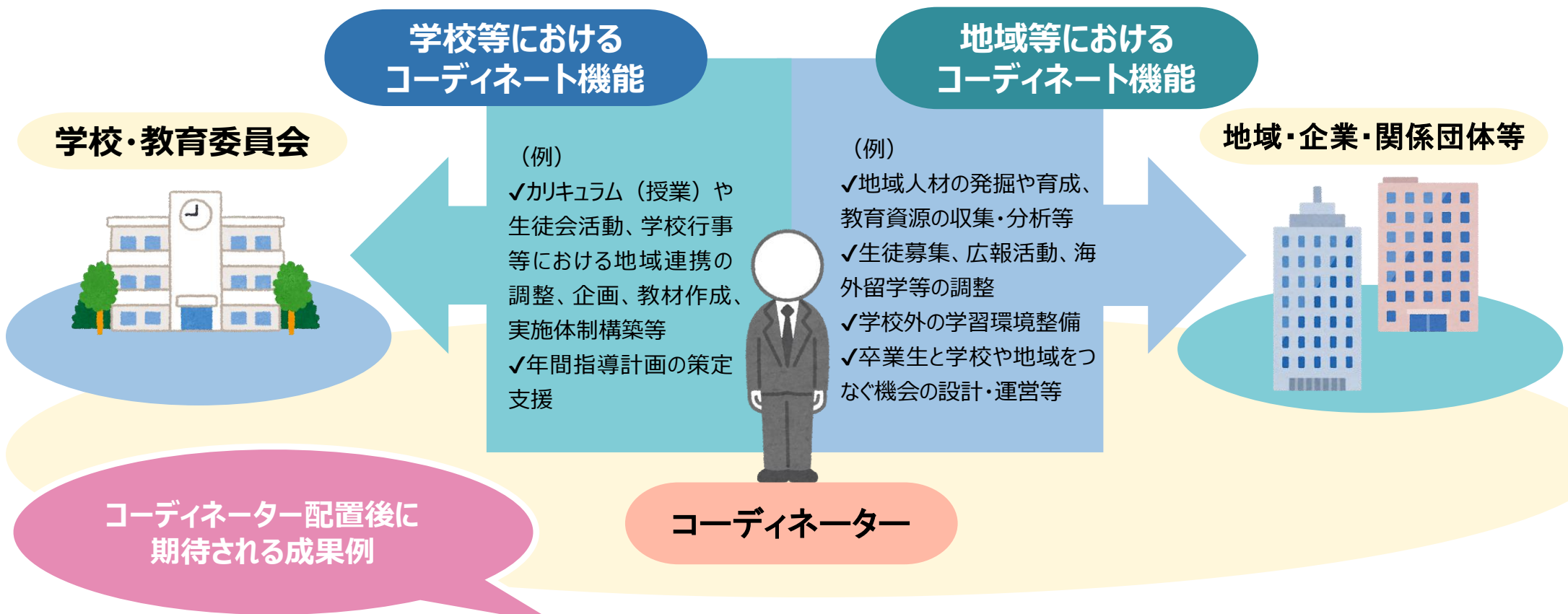
(※) 令和3年4月1日から施行予定

◆ **単位制課程における教育課程の情報の公表** ・単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行

コーディネーター業務の概要（1）

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。



地域の特色を活かした教育活動が充実し、学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる



地域活性化や地域貢献活動などの地域活動に関わる生徒が増え、生徒の学校外での活動に対しても評価がなされるようになる



教員が授業準備や生徒指導などにより力を注ぐことができるなど負担軽減につながる

コーディネーター業務の概要（2）

- ✓ 必要なコーディネート機能は、役割のレベルによって大きく3つに分類され、特にプレーヤークラス及びマネージャークラスのコーディネーターには、カリキュラム開発に係る専門性の高い知識と、地域人材の発掘、育成、教育資源の収集・整理等のために地域内外との継続的な連携が求められる。
- ✓ コーディネーターが非常勤やボランティア等といった配置では、必要なコーディネート機能を継続的に担うことができず、教職員が多くの役割を担う必要がある。



サポーター

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
| ✓探究活動をはじめとした授業支援 | ✓地域との交流にかかる情報提供 |
| ✓学校行事における地域連携企画等の企画や実施、支援等 | ✓地域プロジェクトへのボランティア参加等 |

現場に寄り添いながら、計画の実現を支援する



プレーヤー

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
| ✓探究学習等の企画、指導案づくり、教材作成 | ✓生徒のボランティアや公民館事業への参加調整 |
| ✓ファシリテーション等の運営補助 | ✓生徒募集、広報活動、海外留学等の支援、調整等 |
| ✓フィールドワーク等の企画 | |

設定された課題に対して、計画を立案・実行・改善する



マネージャー

- | | |
|--|-------------------------------|
| 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
| ✓学校や地域の特色を活かした学校全体のカリキュラムの策定支援及び実施体制構築 | ✓社会教育及び民間企業等との調整協議 |
| ✓年間指導計画の策定支援、評価方法の設定等 | ✓スタッフの採用 |
| | ✓地域資源や課題の把握、分析 |
| | ✓地域人材の育成 |
| | ✓人材バンクの構築等 |

課題を設定し解決の枠組みを整え、全体を統括する

**令和5年度 新しい時代の高等学校改革推進事業
(創造的教育方法実践プログラム)
全体の流れ (イメージ)**

※審査スケジュールは、申請件数によって変更の可能性があります。

令和5年3月6日 (月)	公募開始
3月23日 (木)	申請希望調書提出 (①) ※提出は任意
3月30日 (木)	申請書・構想調書提出 (②)
	<審査>
4月中旬～4月下旬	審査結果公表・指定内定
4月下旬	実施計画書等提出 (③④)
	<契約締結> ⇒ 事業実施
	実施計画変更申請書提出 (必要な場合⑤)
令和6年3月29日 (金)	事業実施完了 (廃止) 報告書提出 (⑥)
	<額の確定>
	成果報告書提出 (⑦)

※①～⑦は、資料3「提出資料一覧」の番号を参照

提出資料一覧

【公募時】

番号	参照資料	提出資料	分量	提出方法	締切り
①		別紙様式 1 (申請希望調書)	—	電子媒体をメールにて送付	3月23日(木) 正午必着 ※提出は任意
②	公募要領	別紙様式 2-1、2 (申請書かがみ、同意書)	—	電子媒体をメールにて送付するとともにその旨電話	3月30日(木) 正午必着
		別紙様式 3 (構想全体の概要が分かるビジュアル資料)	A4判1頁		
		別紙様式 4 (構想調書、別添1～3を含む)	A4判21頁程度		
		別紙様式 4 (構想調書) の ＜添付資料＞ ・令和5年度入学生の3年間の年度ごとの教育課程表 ・学校のパンフレット 等	—		
		別紙様式 5-1～3 (所要経費等)	—		
		別紙様式 6 (申請校概要)	—		
		別紙様式 7 (担当者名簿)	—		
		別紙様式 8 (誓約書)	—		

【採択後】

番号	参照資料	提出資料	分量	提出方法	締切り
③	委託要項・公募要領等	様式第2 (実施計画書)	A4判 21頁 程度	電子媒体をメールにて送付	指定内定後、 別途指示
		様式第2 (実施計画書) の ＜添付資料＞ ・申請校の概要 ・令和4年度及び5年度の 教育課程表 ・経費積算根拠	-		
委託契約書 ※文部科学省から送付		-	紙媒体を返送		
銀行口座情報 ※文部科学省から送付		-	電子媒体をメールにて送付		
④					

【委託契約後】

番号	参照資料	提出資料	分量	提出方法	締切り
⑤	委託要項	様式第5 (実施計画変更申請書)	-	電子媒体をメールにて送付	変更前に すみやか

【事業完了後】

番号	参照資料	提出資料	分量	提出方法	締切り
⑥	委託要項	様式第6 (事業完了報告書)	-	電子媒体をメールにて送付するとともに、様式添付資料及び冊子・パンフレット等は紙媒体で提出	研究開発が完了した日から10日を経過した日、又は委託契約の満了日のいずれか早い日
		様式第6 (事業完了報告書) の ＜添付資料＞ ・支出を証明できる領収書等の写し ・収支簿 (原本証明をしたもの)			
⑦		成果物 (事業概要・説明資料、冊子、パンフレット等)	A4判 150 頁以内		

※上記の他、必要な書類の提出が生じた場合は、別途指示します。

新時代に対応した高等学校改革推進事業実施要項

令和 4 年 1 月 31 日
文部科学大臣決定

1. 趣旨

高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現するため、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた取組や、新しい教育方法を用いた教科等横断的な学習を推進する。

2. 事業目的

文部科学省は、上記趣旨の達成に必要な実証的資料を得るため、高等学校改革に関する研究開発（実践的な研究を含む。以下同じ。）を行う高等学校等を「普通科改革支援事業指定校」又は「創造的教育方法実践プログラム指定校」に指定し、新しい時代の高等学校教育を実現する。

3. 管理機関・学校設置者

- (1) 本要項においては、高等学校等設置者（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。）を「管理機関」と称することとする。
- (2) 管理機関は、指定された「普通科改革支援事業指定校」又は「創造的教育方法実践プログラム指定校」（以下、「指定校」という。）における本事業の進捗を管理し、指定校に対し必要な支援を行うものとする。
- (3) 管理機関は、指定校における本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、高校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。

4. 指定の手続

- (1) 管理機関は、文部科学省に本事業の指定に係る申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校の本事業の指定に関する同意書を添付するものとする。
- (2) 外部有識者による新時代に対応した高等学校改革推進事業企画評価会議（以下「企画評価会議」という。）が、提出された指定申請書を審査し適切と認めるときは、文部科学省は当該学校を指定校に指定する。

5. 事業の委託

文部科学省は、指定校における研究開発の実施を管理機関に委託する。

6. 研究開発の実施

「創造的教育方法実践プログラム指定校」においては、新しい教育方法を活用した教科等横断的な学びに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則第 85 条（同規則第 108 条第 2 項で準用する場合を含む。）並びに第 79 条及び第 108 条第 1 項で準用する第 55 条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。

7. 事業の運営

- (1) 文部科学省は、本事業での研究開発の推進に係る企画、指定校に係る審査及び研究開発の評価等を行うため、企画評価会議を開催する。
- (2) 文部科学省は、指定校における研究開発の実施状況等について、管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

8. 指定及び委託の期間

事業の委託は会計年度毎に行うが、指定校としての指定期間は、原則として3年間とする。

9. 実績の報告

管理機関は、本事業における研究開発の成果・実績を年度毎に文部科学省に報告するものとする。

10. 委託経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 文部科学省は、必要に応じ、委託に係る研究開発の経理処理状況について実態調査を行うものとする。

11. 新時代に対応した高等学校改革推進事業企画評価会議

- (1) 企画評価会議は、高校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、産業界有識者等をもって構成する。
- (2) 企画評価会議は、管理機関及び指定校から、本事業の研究開発の実施状況等について、聴取することができる。
- (3) 企画評価会議は、指定校に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

12. 文部科学大臣の講ずる措置

文部科学大臣は、指定校における研究開発の内容が、趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

13. P D C A サイクル構築のための調査研究

指定校における研究開発等の取組について成果指標等の作成やその検証を行い、高等学校改革のP D C A サイクルの構築及び運用を推進する取組を実施する。また、指定校が取組等の発表等を行い、その成果の普及を図る全国フォーラム（仮称）を開催する等の成果の普及に関する取組、成果と課題を踏まえて高等学校改革の在り方を研究する取組を実施する。

本取組は、当該調査研究を実施することができる調査研究機関等に委託することとし、当該調査研究機関等は、上記取組の実施に当たり、管理機関及び指定校の取組状況の把握等を行うものとする。

管理機関及び指定校は、当該調査研究の実施に協力するものとする。

14. その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、新時代に対応した高等学校改革推進事業委託要項等による。

新時代に対応した高等学校改革推進事業委託要項

令和 4 年 1 月 31 日

初等中等教育局長決定

令和 5 年 2 月 24 日改訂

1. 趣旨

高等学校は、進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっている。高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要である。このため、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申等においては、新時代に対応した高等学校教育等の在り方について、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化や、教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成が提言されたところである。また、AI や IoT 等の急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められている。

これらも踏まえ、高等学校の特色化・魅力化に向けた普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習を推進することで、高等学校教育における個別最適な学びと、協働的な学びを実現する。加えて、このような学びを実現するために必要なコーディネーターについて、その育成や活躍を支援するための全国プラットフォームを構築するとともに、高等学校教育改革に関する PDCA サイクルを構築するための調査研究を実施する。

2. 委託事業の内容

- (1) 文部科学省において指定する「普通科改革支援事業指定校」（令和 5 年度から令和 7 年度の間、「普通科を主とする学科」として、改正高等学校設置基準第 6 条第 1 項に規定する「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（同基準第 20 条第 1 項に規定する「学際領域に関する学科」又は同基準第 21 条第 1 項に規定する「地域社会に関する学科」等（以下、「学際領域学科又は地域社会学科等」という。）の設置を検討する高等学校等）において、特色化・魅力化を実現するためのカリキュラム開発や実施体制の開発等、普通科改革の実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。
- (2) 文部科学省が指定する「創造的教育方法実践プログラム指定校」（遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いた教科等横断的な学びを実践する高等学校等）において、Society5.0 に対応する先端的な学び又は自分のペースでの学習に着目したカリキュラム開発や関係機関との連携協力体制の構築等、高等学校における教科等横断的な学びの実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。
- (3) 高等学校等と地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO 法人等との連携・協働体制を構築するにあたり連絡調整業務を担当するコーディネーターに対して、研修や情報共有の場等を提供する「高

校コーディネーター全国プラットフォーム（仮称）」を構築するとともに、（１）及び（２）の取組を検証し、成果や課題を抽出することにより、他の高等学校にも参照可能な高校改革の事例の横展開等を図る。

3. 委託先

「2. 委託事業の内容」（１）及び（２）に示す事業については、高等学校等設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）を「管理機関」と称することとする。本事業への申請は、管理機関が行うこととし、文部科学省と管理機関の代表者とが委託契約を締結することとする。

「2. 委託事業の内容」（３）に示す事業については、事業の内容を的確に実施できる産官学の団体等（任意団体含む）を対象とする。なお、任意団体については、次のア～エまでの要件を全て満たすこととする。

- ア) 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- イ) 団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ウ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- エ) 団体等の本拠としての事務所を有すること。

4. 研究開発の実施方法（「2. 委託事業の内容」（１）及び（２）示す事業に限る。）

「普通科改革支援事業指定校」においては、学際領域学科又は地域社会学科等における教育に関する研究開発に係る課題を設定し、当該課題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、特色・魅力ある先進的な教育の実現に資する教育課程や実施体制の開発等の取組に係る調査研究を行う。また、その成果については具体的な評価を行う。

「創造的教育方法実践プログラム指定校」においては、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法による教科等横断的な学びに関する研究開発に係る課題を設定し、当該課題に基づいた具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、教科等横断的な学びの実現に資する教育課程等の研究開発を行う。また、その成果については具体的な評価を行う。

5. 委託期間

原則として令和8年3月31日までとする。ただし、委託契約については年度毎に締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度毎の実績や、次年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を次年度の対象とする。

6. 委託手続

（１）「2. 委託事業の内容」（１）に示す事業について

委託指定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、実施計画書（普通科改革支援事業）（様式第1）を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(2) 「2. 委託事業の内容」(2)に示す事業について

委託指定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、実施計画書（創造的教育方法実践プログラム）（様式第2）を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

(3) 「2. 委託事業の内容」(3)に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする団体等は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、実施計画書（高校コーディネーター全国プラットフォーム事業）（様式第3）を文部科学省に提出する。文部科学省は、上記により提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

7. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、人件費、設備備品費（「2. 委託事業の内容」(2)に示す事業における初年度のみに限る。）、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 事業の実施過程において、各実施計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（様式第5）を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各実施計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が実施計画額の総額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (5) 文部科学省は、管理機関又は団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (6) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

8. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託しようとする場合は、実施計画書4. 「再委託に関する事項」を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。（様式第4）
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

9. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 管理機関又は団体等は、委託業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、収支金額を確定の上、事業完了（廃止）報告書（様式第6）を作成し、終了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証明できる領収書等の写しとともに文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了（廃止）報告書等のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9の事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、管理機関又は団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

11. 資産の管理（「2. 委託事業の内容」（2）に示す事業に限る。）

本事業において取得した設備備品（取得価格が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの）については、事業期間中、善良なる管理者としての注意義務を負って管理するとともに、委託費の額の確定後速やかに文部科学省に財産権を移転するものとする。

また、設備備品の無償貸付け、亡失、損傷、返納、処分にあつては、文部科学省の承認（内容により報告）を必要とするものとする。

12. 委託の取消し

文部科学省は、管理機関又は団体等が本委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託契約を解除することができる。

13. その他

- (1) 文部科学省は、管理機関又は団体等における委託業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、管理機関又は団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 管理機関又は団体等は、成果のウェブ上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。ま

た、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。

(5) 管理機関又は団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

(6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、別途定めるところによる。

14. 附則

この要項は、令和5年3月1日以降に指定する事業から適用する。

なお、令和4年度（令和5年3月を除く。）に指定した事業については、従前の例によるものとする。

新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）公募要領

令和 5 年 3 月 1 日
初等中等教育局長決定

1. 事業の趣旨

高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要です。このため、令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申等においては、新時代に対応した高等学校教育等の在り方について、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化や、教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成が提言されたところです。また、AI や IoT 等の急速な技術の進展により社会が激しく変化し、多様な課題が生じている今日においては、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成が求められているとされています。

これらも踏まえ、文部科学省においては、「新時代に対応した高等学校改革推進事業実施要項」（以下、「実施要項」という。）に基づき、遠隔・オンライン教育を活用した新しい教育方法により、教科等横断的な学びを実践する高等学校等を指定します。本事業において、指定された教科等横断的な学びの推進に向けた先進的なカリキュラム開発や体制の構築等に係る調査研究を実施することで、新しい時代の高等学校改革を一層推進します。

2. 事業の内容

（1）事業概要

文部科学省において指定する「創造的教育方法実践プログラム指定校」（新しい教育方法を活用して教科等横断的な学びを実践する高等学校等）において、①Society5.0 に対応する先進的な学び又は②自分のペースでの学習に着目したカリキュラム開発や関係機関との連携協力体制の構築等、高等学校における教科等横断的な学びの実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施します。

（2）指定の対象

本事業においては、普通教育を主とする学科、専門教育を主とする学科又は総合学科を置く高等学校及び中等教育学校の後期課程を対象とします。

（3）事業の申請者

高等学校等設置者（国立学校にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあつては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあつては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあつては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）を「管理機関」と称し、事業への申請は、管理機関が文部科学大臣宛に行うこととします。

（4）企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項は、以下のとおりです。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

（5）指定予定件数

計 2 校程度

採択件数は現時点の予定であり増減する場合があります。最終的な採択件数は「3. 審査方法」に示す「新時代に対応した高等学校改革推進事業企画評価会議」（以下、「企画評価会議」という。）が決定します。

なお、「新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）審査基準」に

示す通り、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、取組の特徴、テーマのバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮した指定をすることがあります。また、書面審査の評点に「2（やや不十分である）」又は「1（不十分である）」の項目が著しく多い構想は指定しないこととします。

（6）申請要件

本事業において設定する目標を実現するため、以下の全ての要件を満たすものとします。

【取組内容】

- ① 遠隔・オンライン教育（質の高い通信制教育を含む）を活用し、新しい教育方法により、教科等横断的な学びを実施するカリキュラム開発を行うこと。また、検討するカリキュラムが全国的に見て先進的であり、他の高等学校における高校改革のモデルとなるものであること。カリキュラム開発のテーマは、ア又はイのいずれかとする。
 - ア) Society5.0の実現に向けて、経済発展と社会的課題の解決を両立するイノベーションや新たな価値創造をもたらす人材を育成すること等を目的とし、AIやIoT等の最先端の技術を活用し教科等横断的な学びを実践するカリキュラム
 - イ) 特性等に応じて自分のペースで学習を行う生徒等に対して、実社会での問題発見・解決力を育成すること等を目的として、義務教育段階の学び直しを行いながら、自己の将来とのつながりを意識した教科等横断的な学びを実践するカリキュラムなお、新しい教育方法は、現行法令に反するものではないこと。
- ② コンソーシアムを置く等、教科等横断的な学びを実践するための関係機関等との連携協力体制を整備すること。
- ③ 本事業の目的を踏まえた成果目標を設定し、毎年度評価を行うとともに、事業3年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。
- ④ 研究成果普及のための取組として随時学校のウェブページ等で実施事業や研究成果を発信するとともに、研究成果報告会を行うこと。

【管理・運営方法】

- ① 管理機関の長の下、組織的な研究開発体制が整備されること。
- ② 管理機関は、本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる、高校教育に専門的知見を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織する運営指導委員会を置くこと。（実施要項3.（3）参照）
- ③ 管理機関は、個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価に関する効果的な手法を開発・実践し、3年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。
- ④ 管理機関は、創造的教育方法実践プログラム指定校における取組が文部科学省による委託期間終了後においても継続的に取組が行えるよう支援すること。
- ⑤ 取組の成果の普及を図るため、PDCAサイクル構築のための調査研究に協力すること。

（7）実施期間

実施期間は、原則として3年間とします。ただし、契約については年度ごとに締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとします。なお、年度ごとの実績や、翌年度以降の実施計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると評価された調査研究を次年度の対象とします。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該実施期間を必ず保証するものではありません。

（8）委託額

- 1校あたりの年間経費支援額（初年度）約600万円
- （2年目以降の事業規模（予定）約360万円）

※最終的な委託金額は、企画評価会議において、提案の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整します。なお、指定2年度目以降の委託金額については、構想の計画、前年度の実績、執行状況及び本事業全体の予算額等を勘案して検討します。

(9) 経費

本事業に係る経費は、指定後、改めて別途提出を求める実施計画書に基づき、文部科学省と管理機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費（「新時代に対応した高等学校改革推進事業」）により、文部科学省から措置します。

また、本事業において指定校となる高等学校等が、同時に他の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないため、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することに留意してください。

なお、本事業において使用できる経費の種類は、「経費区分一覧表」のとおりです。その他、経費支出にあたっての留意事項は、「新時代に対応した高等学校改革推進事業委託要項」（以下、「委託要項」という。）等も参照してください。

経費区分一覧表

経費区分	内容例	積算基礎・備考
1. 諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者謝金 カリキュラム開発専門家 等 	<ul style="list-style-type: none"> 管理機関における基準単価。 ただし、著しく高いものは不可。
2. 旅費	<ul style="list-style-type: none"> 外部有識者の旅費 教員等の連携交渉、学習活動の引率、対面授業のための旅費 関係機関等との連携による生徒の学習活動・実習に係る費用（交通費、宿泊費） 	<ul style="list-style-type: none"> 管理機関における旅費規程又は実費。 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 旅行先、泊数を明記。 本事業を実施する機関と意見交換のための旅費は対象とするが、それ以外の自治体等への視察のための旅費は対象外。
3. 借損料	<ul style="list-style-type: none"> 物品借料 	<ul style="list-style-type: none"> 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	<ul style="list-style-type: none"> 会場借料（会議や発表会等の開催） 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 原則として管理機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
5. 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> はがき代／郵券代／郵便小包／電話代 等 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
6. 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 用紙代 記録用 CD/DVD 等 トナー代／インク代 特色・魅力ある授業の実施に必要な教育用ソフト 	<ul style="list-style-type: none"> 実費。 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 パソコン、タブレット PC の購入は不可。
7. 雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> 発表会開催に係るイベント運営業務 その他上記に属さない経費（振込手数料、保険料等） 	<ul style="list-style-type: none"> 雑役務費における業務委託は、本事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 支出の詳細が分かるようにすること。

	・報告書作成費	・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・用紙代は消耗品費に計上。 ・部数は常識的な範囲に限る。
8. 人件費	・コーディネーター ・事務補佐員	・社会保険（事業主負担を含む） ・労災保険・健康保険、通勤費等を含む。
9. 設備備品費	・遠隔授業に必要な機器	・遠隔授業を実施する際に必要となる設備備品（単価 10 万円以上かつ耐用年数 1 年以上のもの。①参照） ・初年度のみ措置。
10. 消費税相当額	・人件費等の不課税経費	・課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額（10%）を別途計上
11. 一般管理費	・当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費	・事業の直接経費（1 諸謝金～10 消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限） ・地方公共団体以外が申請する場合に限る。

① 人件費について

人件費は「時間単価×作業時間数」により算出してください。

時間単価は、受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規程等に基づく受託単価による算出（以下「受託単価計算」という。）を認めます。

- ① 正職員の受託人件費時間単価受託単価規程等に基づく時間単価を使用します。
- ② 出向者、臨時雇用職員（注 1）の受託単価計算受託人件費時間単価を定めている場合であっても、出向者、臨時雇用職員については、次のとおり積算します。

受託人件費時間単価＝（受託者が負担した年間総支給額（注 2）＋年間法定福利費）÷年間理論総労働時間

（注 1）：「臨時雇用職員」とは、単純作業を行うアルバイトではなく、正職員と同等以上又は補助者として一定の経験がある者をいいます。

（注 2）：「事業者が負担した年間総支給額」には、時間外手当を含めてはいけません。

作業時間については、従事時間の算定を行うため、業務日誌を作成してください。

なお、これにより難しい場合は別途文部科学省と協議の上決定します。

②設備備品費について

設備備品費については、当該事業における遠隔授業に必要な設備備品（単価が 10 万円以上でかつ耐用年数が 1 年以上のものに限る。）を以下の条件のもと初年度についてのみ計上することを可能とします。なお、生徒用の端末の購入は認められません。

（i）遠隔授業実施のために設置する設備のうち、次の設備とします。

【設備備品費として対象とする機器（個数は 1 教室あたり）】

機器	個数	備考
遠隔会議システム	1	マイク（1）、スピーカー（1）、カメラ（1）、制御用 PC（1）を含む。
大型提示装置	1	プロジェクターとスクリーンのセットに変更することができる。
マイク、スピーカー、カメラ	1	遠隔授業システムに附属して整備するものに追加して必要な場合に限る。

教科・科目の特性により必要となる機器	必要最小限度とする	遠隔授業で実施する教科・科目の特性により真に必要な場合に限る。
什器	必要最小限度とする	遠隔授業システム、大型提示装置等の設置に必要最小限度の什器に限る

- (ii) (i) であっても学校が保有している設備で対応できるものは対象外とします。
- (iii) 設備を備え付けるための工事費及び運搬費、初期設定費や操作指導料については対象外とします。(受託者負担)
- (iv) 設備場所や設備環境の整備に係る経費は対象外とします。(受託者負担)
- (v) 設備の保守やメンテナンスに係る経費は対象外とします。(受託者負担)

③消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第12号)に該当することから、原則として事業経費の全体が課税対象となります。したがって、積算した事業経費全体に消費税相当額を計上することとなります。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要となります。

金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なるため、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上してください。

(i) 課税事業者の場合(私立学校等)

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費(以下「課税対象経費」という。)は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費(不課税経費)は消費税相当額を別途計上してください。

(ii) 免税事業者の場合(地方公共団体)

消費税を納める義務を免除されているので、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とする。(不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しないでください。)

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	消費税相当額算出 ※給与として交通費を含めている場合 交通費は消費税込みなので留意。
諸謝金		課税対象	※委託先の基準により、税込金額か税別金額か取扱いが異なるので要確認。給与として支給される場合は賃金と同様。
旅費(国内)	日当・宿泊費・運賃	課税対象	通常は税込金額
旅費(外国旅費)	航空運賃	不課税	消費税相当額算出
	外国宿泊費・日当	不課税	消費税相当額算出
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	切手は税込金額
雑役務費		課税対象	
設備備品費		課税対象	

④再委託について

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保してください。

⑤一般管理費について

一般管理費率については、①受託者の直近の決算により算定した一般管理費率、②受託者が受託規定に定める一般管理費率、③委託要項で定める一般管理費率、の3つの上限を比較し、より低い率を採用することになります。ただし、①～③の比較の結果、採用した率より低い率を計上してい

る場合はその率を採用することとします。

⑥対象外の経費について

- ・本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組
実施校における教育に直接関連しない取組については対象外となります。
- ・個人の取組
 - a) 生徒、教職員が個人として、研修の受講やコンクールへの参加などを行う場合、受講料・参加費・旅費は対象外となります。
 - b) 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外となります。
 - c) 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外となります。

3. 審査方法

審査は、本委託事業を選定するために文部科学省において組織する企画評価会議において行います。審査方法については、「新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）審査要項」（参考1）及び「新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）審査基準」（参考2）のとおりです。

4. 事業の内容

(1) 公募及び契約締結

この公募は、令和5年度予算成立後に直ちに事業を開始できるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容・規模、事業開始時期等に変更が生じる可能性があることに留意してください。

また、国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、採択後も双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできません。したがって、それ以前に採択者が要した経費については、国は負担しないのでその点について十分留意するとともに、採択後は遅滞なく以下の書類を提出するなど、迅速に契約締結を進めてください。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えてください。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・様式第2（実施計画書）
- ・様式第2（実施計画書）の別添1～6
＜添付資料＞
 - ・令和4年度及び5年度の教育課程表
 - ・経費積算根拠（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・委託契約書 ※文部科学省から送付
- ・銀行口座情報 ※文部科学省から送付 等

(2) 指定時に付された条件の反映

指定された事業の申請者は、事業の実施に当たっては、企画評価会議による事業計画の改善のための条件を踏まえて実施するよう留意してください。以下、「6.（2）事業の評価等」に記載する事業の評価においては、この条件への対応状況についても評価対象になります。

(3) PDCA サイクル構築のための調査研究への協力

新時代に対応した高等学校改革推進事業のもと、高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業を実施しており、本事業においては、

- ① 高等学校等における本事業実施の取組について、成果指標の作成やその検証を行い、PDCA サイクルの構築及び運用の推進や、取組の成果の普及に関する調査研究
- ② 高等学校等と地方公共団体、産業界、高等教育機関、NPO 法人等との連携・協働体制を構築するに

あたり連絡調整業務を担当するコーディネーターや管理機関、学校関係者に対して、研修や情報共有の場等を提供する「高校コーディネーター全国プラットフォーム」の構築を三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「MURC」という。）に委託して別途行っております。

受託者においては、①に協力し、連携しながら学校における取組を行う必要があります。また、コーディネーターを配置する場合、②へ参加することが可能です。なお、実施計画書については、記載されている連絡先も含めて MURC に提供いたします。

また、②に関する研修及び全国フォーラムについては、対面開催 5 回、オンライン開催数回を予定しています。詳細については、資料 7 「質問事例」の 7. の QA. 17 をご参照ください。

(4) 事業完了報告書の提出（委託要項「9. 事業完了（廃止等）の報告」を参照）

指定された事業の申請者は、研究開発の実施状況について外部評価を行い、助言を得るとともに、毎年度の目標達成状況を含め、計画の実施状況につき適切な評価を行い、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に係る書類（事業結果説明書及び事業収支決算書）を作成し、事業完了報告書を提出してください。

なお、提出された書類において、研究開発の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は指定された事業の申請者に対し、改善を求めることとします。

また、本事業の実施に伴い作成する成果物（事業概要・説明資料、冊子、パンフレット等）については、事業完了報告書（廃止）に添えて提出してください。

(5) 成果の普及

本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たすとともに、他の高等学校等に対する情報提供を通じた成果の幅広い普及の観点から、文部科学省ホームページ等により随時公表します。

5. 提出書類

(1) 提出書類

①別紙様式 1～8

事業趣旨及び目的等を十分に踏まえて、所定の様式で調書を作成し、文部科学大臣宛に申請してください。様式は、文部科学省ホームページからダウンロードしてください。

②審査基準に記載のある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合は、その写し

③誓約書（別紙様式 8）

地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人以外が申請者又は再委託者となる場合は、別紙様式 8 「誓約書」を提出してください。本誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、委託契約を無効とします。

申請にあたっての各書類の提出については、下記一覧の左欄に記載の申請者が、右欄に記載の組織に提出し、右欄の組織が取りまとめた上で文部科学省に提出してください。

申請者	取りまとめ
国立の高等学校等を設置する国立大学法人	国立大学法人附属学校事務主管課
公立の高等学校等（指定都市立のものを除く）の学校設置者	都道府県教育委員会高等学校教育主管課
指定都市立の高等学校等の学校設置者	指定都市教育委員会高等学校教育主管課
私立の高等学校等の学校設置者	都道府県私立学校事務主管課
株式会社立の高等学校等の学校設置者	構造改革特別区域法第十二条第一項の認定を受けた地方公共団体の事務主管課

(2) 提出期限

申請希望調書：令和 5 年 3 月 23 日（木）正午

構想調書等：令和 5 年 3 月 30 日（木）正午

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めません。

(3) 提出先

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付改革推進係
TEL：03-5253-4111（代表）（内線：2022）
E-mail：koukou-jigyo@mext.go.jp

(4) 提出方法

① 申請希望調書【別紙様式1】

申請数の概数を把握し円滑な審査を実施するため、構想調書等の提出に先立って申請希望調書の提出をお願いします（任意）。提出する際は、「5.（1）提出書類」の一覧にしたがって取りまとめの上、以下の手続に沿って送付ください。

<電子媒体をメールにて送付>

提出する際の電子メールの件名及びファイル名については、「創造的教育方法実践プログラム申請希望調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名又は認定自治体名（株立）」（「」は除く。）とすること。

（例）〇〇県教育委員会の場合「創造的教育方法実践プログラム申請希望調書：〇〇県（公立）」
〇〇県私学文書課の場合「創造的教育方法実践プログラム申請希望調書：〇〇県（私立）」
〇〇大学（国立大学法人）の場合「創造的教育方法実践プログラム申請希望調書：〇〇大学」
認定自治体の場合「創造的教育方法実践プログラム申請希望調書：認定自治体名（株立）」

② 構想調書等【別紙様式2～8等】

構想調書等は、下記に示す資料を上から順に並べて一部としてください。

- ・別紙様式2-1、2（申請書かがみ、同意書）
 - ・別紙様式3（構想全体の概要が分かるビジュアル資料）
 - ・別紙様式4（構想調書）
 - ・別紙様式4別添1（学校設定教科・科目の設定に関する説明資料）
 - ・別紙様式4別添2（教育課程の特例に関する説明資料）
 - ・別紙様式4別添3（目標設定シート）
 - ・別紙様式4添付資料（令和5年度入学生の3年間の教育課程表を年度ごとに作成したもの、学校のパンフレット）
 - ・別紙様式5-1～3（所要経費）
 - ・別紙様式5添付資料（所要経費についての根拠資料）
 - ・別紙様式6（申請校概要）
 - ・別紙様式7（担当者名簿）
 - ・別紙様式8（誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書））
- ※別紙様式8については、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人が事業の申請者となる場合は提出不要です。

提出する際は、以下の手続に沿って電子媒体の提出をお願いします。なお、「5.（1）提出書類」の一覧にしたがって取りまとめの上、期日までにまとめて提出ください。

<電子媒体をメールにて送付>

- ✓ 全てのファイルを順に合わせた一つのPDFファイル※
- ✓ 別紙様式5のExcelファイル
- ✓ 別紙様式6のWordファイル
- ✓ 別紙様式7のExcelファイル

※「全てのファイルを順に合せた一つのPDFファイル」について

- ・文部科学省ホームページからダウンロードする様式（別紙様式2～7）に基づくファイルと共に、別紙様式4に添付する教育課程表をご提出ください。別紙様式4に添付する教育課程表

についても、「全てのファイルを順に合せた一つの PDF ファイル」に含めてください。

・「全てのファイルを順に合せた一つの PDF ファイル」を作成する際には、文字、数字、図表等の記載内容が明確に記載されるように PDF 形式に変換してください。

※下記資料は、「全てのファイルを順に合せた一つの PDF ファイル」には含めないでください。

- ・別紙様式 4 に添付する学校のパンフレット（提出必須）
- ・別紙様式 5 に記載する所要経費についての根拠書類（提出必須）
- ・その他、別紙様式 4 に添付する資料（提出任意）

<電子メールの件名について>

提出する際の電子メールの件名については、「創造的教育方法実践プログラム構想調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名又は自治体名（株立）」（「」は除く。）とすること。

- (例) ○○県教育委員会の場合「創造的教育方法実践プログラム構想調書：○○県（公立）」
○○県私学文書課の場合「創造的教育方法実践プログラム構想調書：○○県（私立）」
○○大学（国立大学法人）の場合「創造的教育方法実践プログラム構想調書：○○大学」
認定自治体の場合「創造的教育方法実践プログラム構想調書：認定自治体名（株立）」

<電子ファイルの件名について>

また、構想調書等を電子媒体で提出する際の各ファイル名については、以下のようになすこと。
都道府県番号は、表 1 「都道府県番号」を参考に各自記入すること。

(例)

全体を一つにした PDF ファイル

- …都道府県番号★，○県立△高校の場合「★○県△.全体」
- 都道府県番号★，学校法人○，△高校の場合「★○.△.全体」
- 都道府県番号★，国立大学法人○大学，△高校の場合「★○大学.△.全体」
- 都道府県番号★，○（認定自治体），△高校の場合「★○.△.全体」

別紙様式 5・7 の Excel ファイル、別紙様式 6 の Word ファイル

- …都道府県番号★，○県立△高校の別紙様式●の場合「★○県△.●」
- 都道府県番号★，学校法人○，△高校の別紙様式●の場合「★○.△.●」
- 都道府県番号★，国立大学法人○大学，△高校の別紙様式●の場合「★○大学.△.●」
- 都道府県番号★，○（認定自治体），△高校の別紙様式●の場合「★○.△.●」

表 1 都道府県番号

番号	都道府県名
01	北海道
02	青森県
03	岩手県
04	宮城県
05	秋田県
06	山形県
07	福島県
08	茨城県
09	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県

番号	都道府県名
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県

番号	都道府県名
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県

番号	都道府県名
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

(5) 留意事項

- ① 構想調書等の作成・郵送費用は選定結果にかかわらず申請者の負担とします。また、提出された申請書類については返却しません。
- ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負いません。
- ③ 提出された申請書類については、本公募要領に従っていない場合は不備がある場合でも、差し替えや訂正は認めません。
- ④ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。
- ⑤ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査等の資料として使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEBサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。

6. その他

(1) 事業の申請者の留意事項

指定がなされ、初等中等教育振興事業委託費の交付を受けた場合、事業の申請者は以下のことに留意してください。

- ・本事業の経理等事務を適切に行うため、委託要項に基づき、管理機関が計画的に経費の管理を行ってください。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存してください。
- ・その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負います。
- ・事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書等を遵守してください。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出てください。
- ・公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。
- ・再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保してください。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにしてください。

(2) 事業の評価等（実施要項 1 1. (3) , 1 2. 関係）

文部科学省は企画評価会議と協力して、事業終了後に委託期間全体の実績に関する事後評価を実施します。また、毎年度の事業完了報告書における内容は、次年度以降の委託費の配分に勘案するとともに、事業目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

(3) 公表等

文部科学省においては、指定した構想調書及びその内容を公表する予定としており、構想調書等に基づき広報資料の作成等を行うことを予定しているため、事業の申請者は御協力ください。

また、指定校においては、指定後3年間、実施計画書、毎年度の取組状況・成果等を各学校のウェブサイトで公表することとします。他の学校や生徒を含め、広く情報提供して積極的な情報発信に努めてください。

7. 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 改革推進係

電話：03-5253-4111（内線 2022）

Email：koukou@mext.go.jp

8. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールですが、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性があります。

令和5年3月6日	公募開始
3月23日	申請希望調書の提出締切り【別紙様式1】
3月30日	構想調書等の提出締切り【別紙様式2～8等】
3月下旬	審査開始
4月中旬	審査結果の通知及び指定
6月上旬	契約締結

※予算成立の時期により契約時期が変更となります。

※契約書締結後に生じた経費のみが委託費の対象となるので、計画書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

新時代に対応した高等学校改革推進事業 (創造的教育方法実践プログラム)に関する質問事例

1. 申請の条件について

Q1. 学校設置者以外が申請することは認められますか？

A1. 本事業の管理機関は、高等学校等の設置者としているため、申請する高等学校等の設置者以外が申請をすることは認められません。

Q2. 同一の都道府県や設置者から、複数の申請をすることはできますか？

A2. 同一の都道府県や設置者から複数の申請がなされることは差し支えありませんが、指定決定の際には、地域性等のバランスが配慮される場合があります。

Q3. 文部科学省における他の委託事業を受託している高等学校等が本事業に申請することは認められますか？

A3. 文部科学省における他の委託事業を受託している管理機関又は高等学校等が本事業に申請することは可能ですが、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないため、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画してください。なお、文部科学省における他の委託事業を受託している場合は、公募にあたり追加様式の提出が必要になりますので事務局まで申告してください。

Q4. 同一の高等学校が複数のテーマに申請をすることは可能ですか？

A4. 同一の高等学校から、複数のテーマに申請することはできません。各テーマの趣旨を踏まえ、適切と思われるテーマに限定して申請してください。

2. カリキュラム及び教育方法の開発について

Q1. 学校設定教科・科目は何単位分設定する必要がありますか？

A1. 単位数・授業時数について定量的な目標は設定しておりませんが、生徒の学習意欲を喚起し、教科等横断的な学びが実現されるよう、適切に設定してください。

Q2. 本事業専用の教育課程を編成する必要がありますか？

A2. 本事業の主たる取組は教科等横断的な学びを実現するための先進的な教育課程等の研究開発ですが、既存の教育課程をそのまま実施するからといって申請対象外にはなりません。その場合、審査の際には、既存の教育課程を維持する目的、理由等を含め総合的に判断されます。また、本事業用の学科やコースの設定についても同様とします。

Q3. 対象となる生徒を特定の学科やコースのみとするなど、研究開発の実施規模として一部の生徒のみを対象としても良いですか？

A3. より高い成果を得るため、あるいは学科やコースの特色を活かした取組を行うため、一部の生徒のみを対象とした取組を行うことも可能ですが、幅広く実施可能な取組については、できるだけ多くの生徒が参加できるよう工夫してください。

Q4. カリキュラム開発に係る外部有識者には、どのような人材を起用する必要がありますか？

A4. カリキュラム開発に係る外部有識者は、学校のニーズや現状・課題の分析を通じたカリキュラム開発及び人材の発掘、教育資源の収集・整理等のプロジェクトマネジメント等を担うことから、地域と学校の双方の視点を踏まえ、自ら主体的に企画・提案ができる者などが求められます。

Q5. 本事業で想定している新しい教育方法とは何ですか？

A5. 同一設置者の高等学校間や同一地域の関係機関のみではなく、AI や IoT 等の最先端の技術等に関する高い専門性を持った他地域の大学や研究機関、国際機関、企業等と連携した同時双方向型の遠隔授業の実施や、個々の興味関心に応じたフィールドワーク等探究活動を実現するためのオンラインツールの活用を想定しています。なお、本事業における新しい教育方法は、現行法令に反するものではないことが申請要件となっています。

3. 関係機関との連携・協力体制の構築について

Q1. 関係機関との連携・協力体制の構築について、コンソーシアム等とはどのようなものでしょうか？

A1. コンソーシアムは、管理機関及び高等学校等と、高等学校等が所在する市町村やその市町村が設置する小・中学校等、地域の企業、高等教育機関、研究機関、高等学校等の教育活動を支援する団体等が、計画的・持続的に連携・協働を図るための協議体です。必ずしも新たな組織を設けることは必要なく、各高等学校や地域の実情に応じて、学校運営協議会や地域学校協働本部の活動を一体的に推進し、関係機関とのコーディネート機能を担っているものをコンソーシアムとして位置付けることも考えられます。

Q2. これまでも地域の関係機関と連携をしてきましたが、更に新たな機関との連携が必要になりますか？

A2. 既存の取組がある場合、必ずしも新たな機関との連携を必要とはしませんが、連携内容については本事業で行う課題研究内容を踏まえて発展させる必要があります。

Q3. 関係機関等との連携については、申請時にどこまで調整している必要がありますか？

A3. 関係機関との連携については、内諾を得るなど、相当程度の実現可能性があることが必要です。したがって、構想調書には、できる限り具体的な人材名、関係機関名等を記述してください。

Q4. 「関係機関等」とはどのような対象が想定されていますか？

A4. 高い専門性を有する国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関、研究機関、企業等や、

高等学校が所在する地元の市町村、社会教育機関、NPO 法人等が想定されています。

Q5. 本事業において、コーディネーターの配置は必須でしょうか？また、コーディネーターはどのような者が想定されるのでしょうか？

A5. 本事業においては、コーディネーターの配置は必須ではありませんが、関係機関等との連携協力体制を整備するにあたり、コーディネーターは重要な役割を果たします。コーディネーターには、学校等におけるコーディネート機能（授業等における地域連携の調整、企画等）と地域や関係機関等におけるコーディネート機能（地域人材の発掘や育成、教育資源の収集・分析等）が期待されており、カリキュラム開発に係る専門性の高い知識や、地域内外との継続的な連携を行うための資質・能力を兼ね備えた人物が期待されます。

4. 管理機関及び高等学校の組織体制等について

Q1. 管理機関にはどのような役割がありますか？

A1. 管理機関は、指定校における業務の進捗を管理し、指定校に対し必要な支援を行うこととしています。このため、例えば、本事業を指定校が実施するために必要な予算を措置することや、進捗を管理するために定期的に学校に訪問し指導助言することなどを想定しています。

Q2. 運営指導委員会の人数の上限又は下限や、開催頻度の決まりはありますか？

A2. 運営指導委員会の人数の上限・下限や開催頻度についての決まりはありませんが、第三者委員会として本事業の運営に対する指導、助言を専門的見地から行うに当たり、最も公平かつ有効と考えられる人数及び開催頻度を、管理機関で御判断下さい。

Q3. 運営指導委員会は、第三者によって組織するものとされていますが、構成員の考え方を教えてください。

A3. 運営指導委員会は、指定校における本事業の運営に関し、客観的に指導、助言を行う機能を担います。したがって、専門的見地を有する第三者により構成される必要がありますが、コンソーシアム等の構成員が加わることで自体が否定されるものではありませんが、全員がコンソーシアム等の構成員となることは、運営指導委員会の第三者性を担保する観点から問題があると考えます。

Q4. ある学校の運営指導委員が、他の学校の運営指導委員を兼務することはできますか？

A4. 学校毎に管理機関が設置する運営指導委員会の構成員は、それぞれの学校の特色や取組内容等を踏まえ、本事業の運営に関して専門的見地から指導、助言を行うことのできる人材で構成する必要があります。当該観点を踏まえ、結果的に同一人物が複数の運営指導委員会の委員を兼務することは可能です。

Q5. 学校全体として組織的・計画的に研究開発に取り組む体制について留意点等を教えてください。

A5. 学校長のリーダーシップのもと、教科等横断的な学び等を通して生徒に身につけさせたい資質・能力を明確化するとともに、人事異動等によって特定の教師が異動した場合等においても取組が継続するよう、体制を整備すること等に留意してください。

5. 成果目標等の設定について

Q1. 成果目標・活動指標はどの程度具体的に設定する必要がありますか？

A1. 客観的に事業の成果を評価する観点から、できるだけ具体的かつ定量的な目標が設定され、構想の目的の実現に向けた挑戦的な目標値が掲げられることが望ましいです。

Q2. 成果指標等の対象は学年全員ですか。それとも本事業の対象生徒のみですか？

A2. 原則、本事業の取組の対象者としませんが、本事業の対象でない生徒との比較の観点から成果を把握するため、本事業の対象でない生徒（同一高等学校の他の学科に在籍する生徒等）に対しても調査を行うよう努めてください。

6. 事業の評価・成果の普及について

Q1. 成果の普及はどの程度行う必要がありますか？

A1. ホームページ上での活動報告や各種研修会での先進事例としての報告などを通じ、事業の成果を他の高等学校や自治体等で活用できるよう広く社会への周知に努めてください。

Q2. 国は、本事業により高校生が取り組んだ調査研究の内容について発表する場を企画していますか？

A2. 本事業においては全国フォーラムを開催する予定（1日程度を想定）としています。具体的な内容は検討中ですが、そうした場において指定校の取組を発表いただく可能性があります。

7. 経費について

Q1. 約600万円というのは、1年間の委託額ですか、それとも3年間の総額ですか？また、1年間の委託額の場合、2年目以降の額はどのようになりますか？

A1. 金額は、令和5年度の額です。2年目以降の委託額については、1年目の実績を踏まえて、翌年度の予算の範囲内で対応します。

Q2. 運営指導委員会の運営に係る経費は委託費の対象となりますか？

A2. 運営指導委員の諸謝金や旅費、会議費は対象となります。

Q3. 謝金についての目安はありますか？

A3. 本事業において、謝金等の目安は設けておりませんので、各管理機関が基準単価等を適切に設定してください。なお、社会通念上著しく高額となるものについては委託費の対

象外とします。

Q4. 謝金の基準単価等は必ず設定する必要がありますか？

A4. 謝金等の基準単価を設定せずに謝金の支払を行う場合には、当該金額の妥当性を説明する書類を必ず添付してください。

Q5. 取組の実施において、航空券の手配やバスの借り上げ等を旅行会社へ委託する予定です。この場合は「委託要項」の「8. 再委託」に該当しますか？

A5. 該当しません。旅行会社への委託料の中においても、対象外となる項目が含まれている可能性がありますので、対象となる項目についてそれぞれの経費区分に計上してください。具体的には、航空運賃等は旅費に、バスの借り上げについては借損料に計上してください。

Q6. 新幹線のグリーン料金は委託費の対象となりますか？

A6. グリーン料金は対象外です。

Q7. 航空機に複数のグレードの座席運賃が設定されていますが、どのグレードの運賃でも委託費の対象となりますか？

A7. 航空機を利用する場合で、複数のグレードの座席運賃が設定されている場合には、最も安価なグレードの座席運賃のみ対象とします。なお、最も安価なグレードの座席が満席等の事情によりやむを得ず上級グレードの座席を利用する場合には、当該やむを得ない事情を説明する書類を添付してください。

Q8. 雑役務費の対象経費として、「保険料」とありますが、具体的にはどのような保険料ですか？

A8. 保険の対象者は、生徒・教師等であり、傷害保険（本事業を実施するために新規で加入する保険に限る）など、事業を実施する上で法律により支払いが義務付けられている保険料を計上することとします。

Q9. 本事業において、遠隔授業実施のためのシステムを購入することは必須ですか？また、生徒が使用する端末を「設備備品費」として購入することは可能ですか？

A9. 遠隔授業実施のためのシステムは、本事業の実施にあたり必要な限りにおいて購入できることとしており、購入を必須とはしておりません。また、本事業においては、生徒用の端末の購入は認められません。

Q10. 消耗品費でパソコンソフトを購入することは可能ですか？また、クラウドサービスによるアプリケーションの契約は可能ですか？

A10. 本事業は、カリキュラム開発を目的としていることから、ソフトウェアの購入は想定していませんが、カリキュラム開発に必要な不可欠なソフトウェアの単価が10万円未満であれば消耗品費による購入は可能です。なお、クラウドサービス利用による月額契約等に係る経費は雑役務費となります。

Q11. 「支出を証する書類」について、航空機の半券を紛失した場合には、どうすればよいですか？

A11. 航空機を利用していた場合には、領収書の他に搭乗半券が必要となりますが、搭乗半券を紛失した場合には、航空会社が発行する搭乗証明書などにより当該航空機を利用したことが分かる書類を添付してください。

Q12. 交通費の「支出を証する書類」について、路線バスを利用した場合でも領収書が必要となりますか？

A12. 路線バス等の利用により領収書の添付が困難な場合には、利用区間と当該区間の料金が分かる書類（HPから印刷など）を添付してください。

Q13. 旅行会社発行の領収書には委託費対象外の経費が含まれてしまう場合がありますが、委託費対象経費のみの領収書を添付する必要がありますか？

A13. 領収書は、可能な限り本事業の委託費の対象となっている経費に対する金額が記入されているものを添付してください。なお、委託費対象経費のみの領収書の添付が困難な場合には、領収書に記載された金額について、委託費対象経費と対象外経費の内訳を説明する書類を添付してください。

Q14. 交通手段としてタクシーを利用することは可能ですか？

A14. 陸路の交通手段としては、路線バス又は鉄道を想定しています。やむを得ずタクシーを利用する場合には、領収書の他にタクシーを利用する必要性を説明する書類を添付してください。

Q15. パソコン等を3年間リース契約した場合には、3年分の経費が委託費の対象となりますか？

A15. リース契約に係る経費については、令和5年度の契約期間に対応する額のみが委託費の対象となります。

Q16. 本事業で任用する会計年度任用職員に支給する期末手当は委託費の対象となりますか？

A16. 本事業においては、人件費を委託費の対象としています。このため、一般的に人件費に該当する「期末手当」についても委託費の対象として差し支えありません。

Q17. コーディネーターや指定校関係者が「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」におけるコーディネーター研修や全国フォーラムに参加する場合、参加に必要な旅費や宿泊費は委託費の対象となりますか？

A17. 本事業のコーディネーターや指定校関係者は、「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」におけるコーディネーター研修や全国フォーラムに参加することができます。その際、参加に必要な旅費や宿泊費は委託費の対象となります。

Q18. 本事業の指定校以外の視察も旅費の対象となりますか？

A18. 本事業を実施する機関と意見交換のための旅費は対象としますが、それ以外の自治体等への視察のための旅費は対象外としております。ただし、教員等の連携交渉のために、本事業の指定校以外の自治体等へ出向く場合は、対象となります。この場合、事業完了報告書と共に本事業に資するものであった旨を証明する理由書等を提出いただく場合があります。

Q19. 「支出を証する書類」について、航空機の半券やホテルの領収書等の原本の提出が必要ですか？

A19. 原本の提出は必要ありません。写しを提出してください。

Q20. 「支出を証する書類」について、新幹線等の乗車券の写しは必要ですか？

A20. 新幹線等の乗車券の写しの提出は必要ありません。

8. その他

Q1. 提出書類の別紙様式7「担当者名簿」について、「4 申請機関」の担当者欄は、指定を受けようとする学校の教員でも構いませんか？

A1. 申請機関の担当者欄は、本事業の管理機関の担当者を記入してください。

Q2. 公募のスケジュールはどうなっていますか？

A2. 本事業の公募期間は、令和5年〇月〇日～〇月〇日正午までとなっています。ただし、指定を希望する場合には、〇月〇日正午までに「申請希望調書（別紙様式1）」を提出する必要があります。

Q3. 審査はどのように行いますか？

A3. 書面審査を行った後、必要があるときは、企画評価委員会による合議審査等を追加で実施して指定する構想を決定します。審査の結果は、令和5年〇月〇旬に管理機関に連絡を予定しています。

Q4. 審査の結果、申請した構想が指定された場合には、いつから事業に着手出来ますか？

A4. 本事業の実施にあたっては、国と管理機関の間で委託契約を締結する必要があります。契約手続きのため、指定された後、委託要項で定めている事業計画書等を改めて提出する必要があります。契約手続きについては改めて該当する管理機関に連絡します。また、国の委託費の対象となる経費は、国と管理機関が契約書を締結した日以降に支払義務が生じた経費となります。

Q5. 「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」の令和5年度の研修等はどうな予定ですか？

A5. 研修等については、以下の通り予定しています。ただし、予定については変更の可能性ががあります。

<令和5年度>

(1) 全国フォーラム

○内容

- ・全国各地の高校現場で活躍するコーディネーター（指定校以外も含む）の意見交換等

○スケジュール

- ・対面開催：1回

（日程未定） 文科省本省

○研修対象者

- ・指定校の高校コーディネーター（必須）
- ・学校関係者、管理機関（任意）

(2) コーディネーター研修

○研修内容

- ・高校コーディネーターに必要な資質能力の基本カリキュラム、視察 等

○研修スケジュール

- ・対面開催：3回

（日程未定、2回） 地方公共団体や学校の視察を含めた研修を予定

3月上旬 文科省本省（全国フォーラム、その翌日に研修を予定）

- ・オンライン開催：数回（日程未定）

○研修対象者

- ・指定校の高校コーディネーター（必須）
- ・学校関係者、管理機関（任意）

(3) エコシステム構築研究会（仮称）

○研修内容

- ・高校コーディネーターを導入するための環境・制度づくりについて

○研修スケジュール

- ・対面開催：1回

（日程未定） 文科省本省

- ・オンライン開催：数回（日程未定）

○研修対象者

- ・指定校の管理機関（必須）

(4) 指定校発表会（仮称）

○内容

- ・指定校の成果発表および今後、新学科設置を検討している教育委員会等との意見交換

○スケジュール

- ・対面開催：1回

（日程未定） 文科省本省

○研修対象者

- ・指定校の管理機関（必須）
- ・指定校の高校コーディネーター、学校関係者（任意）

Q6. 採択後に提出書類は、「高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業」の受託

者である三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「MURC」という。）が PDCA サイクル構築のための調査研究に使用しますか。

A6. 採択後に提出する実施計画書については、MURC にて PDCA サイクル構築のための調査研究に使用しますが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守されます。

新時代に対応した高等学校改革推進事業

(創造的教育方法実践プログラム) 審査要項

令和 4 年 1 月 31 日
文部科学省初等中等教育局長決定
令和 5 年 3 月 1 日改訂

「新時代に対応した高等学校改革推進事業」に係る実施校指定の審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、申請された本事業に関する構想調書について、調査業務の実施方針、組織の経験・能力、業務従事予定者の経験・能力について評価するとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

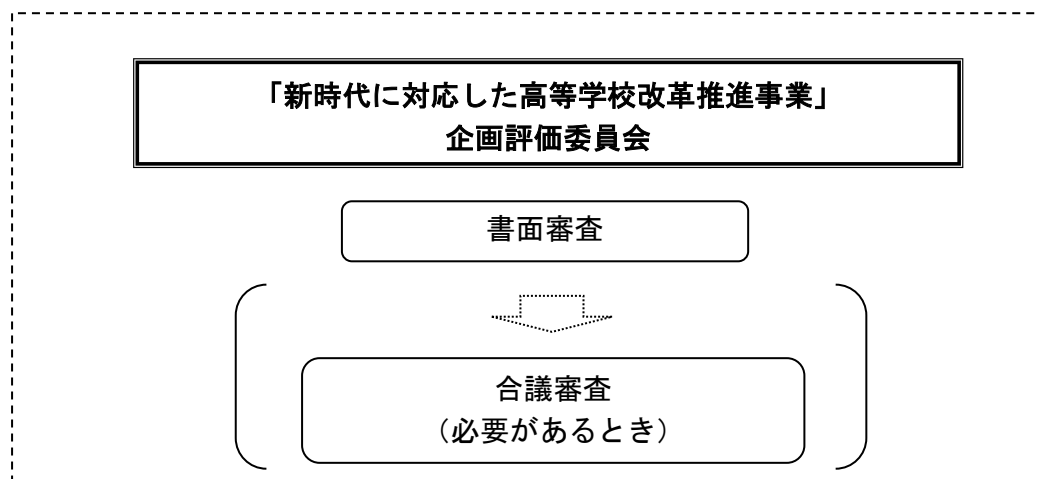
なお、指定に際しては、審査の評点順とするが、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、取組の特徴、テーマのバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮する。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

- ① 審査を実施するため「新時代に対応した高等学校改革推進事業」企画評価委員会（以下「企画評価委員会」という。）を設置する。
- ② 企画評価委員会においては、受理された全ての申請について、書面審査委員が書面審査を実施する。書面審査の結果、必要があるときは、企画評価委員会による合議審査等を追加で実施する。

<審査の手順>



(2) 書面審査の進め方

①書面審査

- ・企画評価委員会は、管理機関から提出された構想調書等について、審査要項、審査基準に基づき、書面審査を行う。
- ・審査にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。

(3) 指定の決定について

- ・指定の決定に際しては、原則として書面審査の評点順とするが、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、取組の特徴、テーマのバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮することができる。なお、書面審査の結果、必要があるときは、企画評価委員会による合議審査等を追加で実施する。
- ・指定の決定にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。

3. 審査の観点

本事業の採択に当たっては、「新時代に対応した高等学校改革推進事業（創造的教育方法実践プログラム）審査基準」に沿って審査を行う。なお、審査に当たっては、審査の基本方針を踏まえ、本事業に関する構想調書等について、事業の実施方針や組織の経験・能力について評価を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価委員会の審議内容の取扱い

各提案書の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価委員会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

審査結果及び採択された構想調書は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 企画評価委員の氏名について

企画評価委員の氏名については、公正かつ中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれがない後、速やかに公開する。

5. 協力者の遵守事項

(1) 秘密の保持

企画評価委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

- ① 企画評価委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に申し出なければならない。
 - (ア) 競争参加者の構想調書の中に、何らかの形で企画評価委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - (イ) 企画評価委員が所属している法人等から申請があった場合
 - (ウ) 企画評価委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - (エ) 企画評価委員自身が、過去 5 年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受け取っている場合
 - (オ) 企画評価委員自身と競争参加者との間に、過去 5 年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を企画評価委員自身が受け取っている場合
 - (カ) 企画評価委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約券を保有している場合
 - (キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他構想調書の中の研究代表又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合等申請された提案に直接関係する協力者（以下「利害関係者」という。）は、事務局にその旨申し出ることとし、自己の関係する申請書の審査を行わないこととする。また、企画評価委員会における個別審議に加わるできないこととする。
- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該企画評価委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は企画評価委員会に当該企画評価委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該企画評価委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに企画評価委員の中から委員長を選任し、当該企画評価委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 企画評価委員は、前項により企画評価委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を競争参加者の審査を行ってはならない。

（３）不公正な働きかけ

- ① 企画評価委員は、当該審査については不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省初等中等教育局参事官付（高等学校担当）に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

新時代に対応した高等学校改革推進事業 (創造的教育方法実践プログラム) 審査基準

令和 4 年 1 月 31 日
文部科学省初等中等教育局長決定
令和 5 年 3 月 1 日改訂

新時代に対応した高等学校改革推進事業(創造的教育方法実践プログラム)の審査において、審査項目ごとの審査基準を以下のとおり定める。

1. 書面審査

(1) 第1段階(書面)審査の評点

第1段階審査は、「3. 審査の観点」の項目(以下「審査項目」という。)ごとに以下の5段階の区分により判断することとする。(配点等は別紙参照)

評点	評価
5	非常に優れている。
4	優れている。
3	妥当である。
2	やや不十分である。
1	不十分である。

(2) 各評点の所見等

- ① 審査の所見は、採択すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄又は「総合所見」欄に記入すること。特に、下記「(3) 審査の観点」の各項目の評点で、「5」や「1」の評点を付した場合、どの点が非常に優れているのかまたはどの点が不十分であるのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ② 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を1とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。
- ③ 採択となった際、計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入すること。

【評点の基本的考え方】

1. 提案書の各審査項目に付す評点(5~1)については、「絶対評価」により付すこととする。なお、各審査項目の審査にあたっては、これまでの取組実績を踏まえた実現可能性や構想の実施にいたる手順・時期等の明確性、更に本事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価も行う。
○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認

定等相当確認を有していること。

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
 - ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点
 - ・認定段階3＝3点
 - ・プラチナえるぼし認定企業＝5点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.5点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）＝1点
 - ・トライくるみん認定＝1.5点
 - ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝1.5点
 - ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）＝1.5点
 - ・プラチナくるみん認定＝5点
 - ・ユースエール認定＝2点
- 上記に該当する認定等を有しない＝0点

（3）審査の観点

1 事業の目的・内容

- 1-1 申請する高等学校を取り巻く状況の分析を踏まえ、必要性及び内容が十分に検討されているか。
- 1-2 本事業における取組の目的・目標は、現状分析に照らして適切か。
- 1-3 本事業において育成を目指す生徒の資質・能力の内容は適切か。

2 実施体制

- 2-1 取組の目的・目標を達成するために、管理機関において、効果的な実施体制及び事業の管理方法が計画されているか。
- 2-2 管理機関において、個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価のために工夫がなされているか。

- 2-3 取組の目的・目標を達成するために、本事業に申請する高等学校において、効果的な実施体制及び事業の管理方法が計画されているか。
- 2-4 管理機関及び申請校の研究開発の実績に鑑み、本事業を適切に管理・運営するための実施能力があるとみなすことができるか。
- 2-5 事業の趣旨に照らし、運営指導委員会委員の人選及び運営指導委員会が取り組む内容は適切か。

3 申請校における取組

- 3-1 新しい教育方法を活用した教科等横断的な学習に係るカリキュラムは、先進的であり、全国の高等学校における普通科改革のモデルとしての役割を果たすものか。
- 3-2 関係機関等との連携・協力体制の構築について、目標を達成するために必要な連携・協力先が具体化されているか。
(加点) 連携・協力を担う者としてコーディネーターが配置されているか。
(加点) コーディネーターについて、その役割が明確化されるとともに、当該高等学校のカリキュラム等に応じて適切な人材の配置が計画されているか。
- 3-3 活用する遠隔・オンライン教育の詳細が具体化されており、十分に教育の質が確保されるものになっているか。

4 3ヶ年の調査研究計画

- 4-1 構想は、現状の分析や事業の目標を踏まえた内容となっており、3ヶ年のスケジュールが具体的に策定されているか。
- 4-2 カリキュラム開発に関する取組について、令和5年度の取組内容は適切に計画されているか。
- 4-3 関係機関等との連携・協力体制の構築に関する取組について、令和5年度の取組内容は適切に計画されているか。
- 4-4 事業の進捗状況の定期的な確認や改善を行うための仕組みが効果的に設計されているか。
- 4-5 事業の目的を踏まえた成果目標が適切に設定されているか。

5 成果の普及及び調査研究終了後の取組継続

- 5-1 他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。
- 5-2 指定期間終了後の取組が適切に検討されているか。

6 経費

- 6-1 計画を実施するために適切な経費が計上されているか。

(4) 書面審査結果の報告

書面審査終了後、書面審査の評定を偏差値により補正した数を用いて計算した平均点（小数点以下第2位を四捨五入すること。）を得点とみなし、得点順に整理した審査結果を企画評価会議に報告すること。その際、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すこ

とができる。

2. 指定の決定

指定の決定に際しては、原則として特段の上位の構想から指定することとする。書面審査の結果、必要があるときは、企画評価委員会による合議審査等を追加で実施する。

なお、構想の多様性及び全国的な普及可能性を確保する観点から、指定する構想全体の1／3以内を目安とし、取組の特徴、テーマのバランスや同一都道府県内に指定が集中しないよう配慮した指定をできることとするが、書面審査の評点に「2（やや不十分である）」又は「1（不十分である）」の項目が著しく多い構想は指定しないこととする。

指定の決定にあたっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付すことができる。